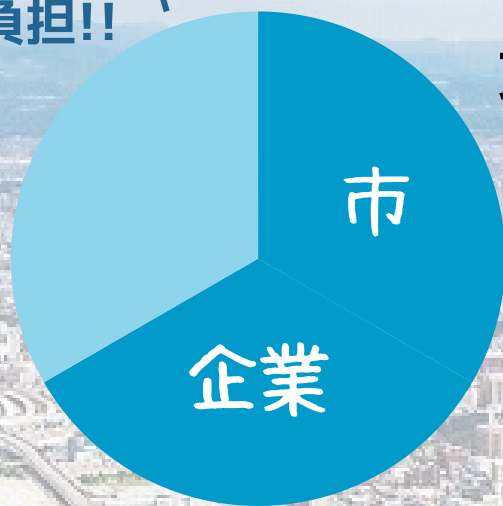


あなたの 奨学金返還

支援します！

奨学金の $\frac{2}{3}$
を負担!!



支援期間…

5年間(60か月)

最大
120万円!!

※市からの支援額は年間上限額12万円
※介護・保育職は、企業負担は求めず、
市が3分の2(年間上限額24万円)を支援

対象者の条件

- ①日本学生支援機構学資貸与金と地方公共団体等の貸与資金の貸与を受け、返還をしている(予定含む)こと。
- ②登録企業(若者応援企業)に令和6年4月1日以降、正社員として採用され勤務していること。
- ③函館市に住所を有すること。
- ④勤務する若者応援企業から市と同額以上の支援を受ける(予定含む)こと。
- ⑤支援を受けようとする年度の末日における年齢が34歳以下であること。

より詳しく知りたい! という方は
こちらのQRコードからご確認ください!



<http://drive.google.com/file/d/1dOfFzhG8eEwPdRLEY8pGbUjb4oEOicSR/view>

制作：函館大谷短期大学 経営・ビジネスゼミ

お問い合わせ

函館市経済部雇用労政課

住所 函館市東雲町4番13号(市役所本庁舎3階)

電話 0138-21-3309(直通)